別添七十一3・5・2・の次に次を加える。

3.5.3.　光源モジュールは、いかなる交換式光源とも交換できないように設計されているものとする。

別添七十一3・7・3・の次に次を加える。

3.8.　相互依存型灯火装置は、全ての相互依存型灯火等が同時に点灯した際に、要件を満たすものとする。

別添七十二3・3・3・、別添七十三3・5・3・及び別添百二3・2・3・中「光源モジュール内の光源を他の光源と」を「いかなる交換式光源とも」に改める。

附　則

この告示は、平成二十三年一月三十日から施行する。

○国土交通省告示第七十四号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条及び第六十七条の二の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年一月二十八日

国土交通大臣　大畠　章宏

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

「協定規則第四十八号第四改訂版補足第五改訂版」を「協定規則第四十八号第五改訂版」に改める。

第九条に次の一項を加える。

17　平成二十六年一月二十九日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示別添十二3・2・22・4・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第七十三号）による改正前の細目告示別添十二3・2・22・4・の規定に適合するものであればよい。

第十九条第四項中「同規則第7改訂補足第3改訂版」を「同規則第8改訂版」に、「5.3.から5.7.まで、5.10.から5.13.まで」を「5.1.、5.4.から5.8.まで、5.11.から5.14.まで」に、「6.6.3.までの規定を除く。」を「6.6.3.までの規定を除き、かつ、貨物の運送の用に供する自動車にあっては、5.16.の規定を除く。」に、「同規則改訂補足第1改訂補足第3改訂版」を「同規則第2改訂版」に、「同規則第7改訂版補足第3改訂版の規則5.1.」を「同規則第8改訂版の規則5.2.」に改め、「6.の規定に限る。）」」の下に「並びに細目告示第百六条第七項第二号中「協定規則第17号の技術的な要件（同規則第8改訂版の規則5.2.及び6.の規定に限る。）」」を加え、同条第六項中「第百六号」を「第百六条」に、「第百八十四号」を「第百八十四条」に、「5.4.」を「5.1.、5.4.」に、「同規則第7改訂版」を「同規則第7改訂版」に、「6.6.3.までの規定を除く。」を「6.6.3.までの規定を除き、かつ、貨物の運送の用に供する自動車にあっては、5.15.の規定を除く。」に改める。

第四十七条に次の一項を加える。

7　平成二十六年一月二十九日以前に製作された自動車については、細目告示第百三十九条第三項第四号、第二百十七条第三項第四号及び別添五十二4・8・7・2・に関わらず道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第七十三号）による改正前の細目告示第百三十九条第三項第四号、第二百十七条第三項第四号及び別添五十二4・8・7・2・の規定に適合するものであればよい。

附　則

この告示は、平成二十三年一月三十日から施行する。

○国土交通省告示第七十五号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第五条の規定に基づき、装置型式指定規則第五条に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年一月二十八日

国土交通大臣　大畠　章宏

装置型式指定規則第五条に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を改正する告示

装置型式指定規則第五条に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千八十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二条第十二号の二の座席の欄中「第八十号改訂版」を「第八十号第二改訂版」に改め、同表第二条第十九号の前照灯の欄中「第九十八号」を「第九十八号改訂版」に、「第百十二号」を「第百十二号改訂版」に改め、同表第二条第十九号の二の前照灯の欄中「第百二十三号」を「第百二十三号改訂版」に改め、同表第二条第二十二号の前部霧灯の欄中「第十九号第三改訂版」を「第十九号第四改訂版」に改め、同表第二条第四十一号の二の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置の欄中「第四十八号第三改定版　第四十八号第四改定版」を「第四十八号第五改定版」に改め、同表中「ウクライナ

46	○
○	○
○	○
○	○
○	
○	○
○	
○	○
○	○
○	○
	○
	○
○	○
○	○
○	○
○	○
○	○
○	○
○	○
○	○
○	○
○	○
○	
○	
○	
○	
○	
○	
○	
○	
○	
○	

」を「

ウクライナ	オーストラリア連邦
46	45
○	
○	○
○	

○	○	○	○
○		○	○
○		○	
○		○	○
○		○	○
○	○	○	○
○	○	○	○
○	○	○	
○		○	
○		○	
○		○	
○		○	
○		○	
○		○	○
○		○	
○		○	○
○		○	○
○		○	○
○			
○			
○			
○			
○			
	○		
○	○		
○			
	○		
	○		
○			
○			
○	○		
○	○		
○	○		
○	○		
○	○		
○	○		

」に改める。

附　則

この告示は、平成二十三年一月三十日から施行する。

資　　料

国庫歳入歳出状況

財務省において各省各庁からの報告をとりまとめた平成22年度の平成22年11月末における国庫歳入歳出の状況は、次のとおりである。

平成23年1月28日

財　務　省

1　一　般　会　計

(1)　歳　　入

単位　千円（千円未満切捨）

科　目	歳入予算額	収納済歳入額 本月分	収納済歳入額 前月までの累計	収納済歳入額 計	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	収入歩合
租税及印紙収入	39,643,000,000	2,227,028,835	9,780,118,269	12,007,147,105	△27,635,852,894	30.2 %
租　税	38,619,000,000	2,140,406,935	9,331,478,836	11,471,885,771	△27,147,114,228	29.7
所得税	12,808,000,000	786,079,253	4,829,596,523	5,615,675,777	△ 7,192,324,222	43.8
法人税	7,489,000,000	142,644,343	364,152,386	506,796,730	△ 6,982,203,269	6.7
相続税	1,271,000,000	117,917,543	343,539,081	461,456,624	△ 809,543,375	36.3